

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6048645号
(P6048645)

(45) 発行日 平成28年12月21日(2016.12.21)

(24) 登録日 平成28年12月2日(2016.12.2)

(51) Int.Cl.

F 1

B 6 5 D 5/38 (2006.01)

B 6 5 D 5/38

E

B 6 5 D 5/38

D

請求項の数 4 (全 9 頁)

(21) 出願番号 特願2012-200102 (P2012-200102)
 (22) 出願日 平成24年9月12日 (2012. 9. 12)
 (65) 公開番号 特開2014-55010 (P2014-55010A)
 (43) 公開日 平成26年3月27日 (2014. 3. 27)
 審査請求日 平成27年7月27日 (2015. 7. 27)

(73) 特許権者 000002897
 大日本印刷株式会社
 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
 (74) 代理人 100096600
 弁理士 土井 育郎
 (72) 発明者 飯島 淳
 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
 大日本印刷株式会社内
 審査官 家城 雅美

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 スライド式カートン

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

スリーブとその前側の開口から摺動可能に挿入されるトレーとからなり、収納時に後方への移動を阻止する抜止め手段を有しており、さらに、トレーには、底板または左右の側板のいずれかに、後側の折線をヒンジとするフラップが切抜きにより形成されているとともに、フラップを形成した面から突き出るように脚部が形成されており、スリーブには、トレーのフラップに対応して内面後側に係止段差部が形成されており、トレーをスリーブに収納した状態では、トレーのフラップが曲げの反発力によりその先端がスリーブの係止段差部に係合することを特徴とするスライド式カートン。

【請求項 2】

スリーブのトレーにおけるフラップに対応するところに孔を形成したことを特徴とする請求項 1 に記載のスライド式カートン。

【請求項 3】

トレーにフラップを覆うための延長片を設けたことを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載のスライド式カートン。

【請求項 4】

スリーブの前方先端にトレーの底板を押圧するための折返し片を設けたことを特徴とする請求項 1 ～ 3 のいずれかに記載のスライド式カートン。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

10

20

【 0 0 0 1 】

本発明は、板紙からなるカートンの技術分野に属し、詳しくは、菓子類を収納して販売する際に用いられるスライド式カートンに関するものである。

【 背景技術 】

【 0 0 0 2 】

従来、粒状や棒状の菓子類を収納して販売するためのカートンとして、前後両端が開口した角筒形状のスリーブとこのスリーブ内に摺動自在に挿入される容器としてのトレーとを組み合わせた二重構造のスライド式カートンが用いられている。

【 0 0 0 3 】

このスライド式カートンは、片方の手でスリーブを把持し、もう一方の手でトレーを引き出した状態で内容物を取り出すことができるため、使用上の便利さから消費者に好まれている。そして、消費者が持ち運びすることもあることから、引き出されたトレーをスリーブ内に戻した際に、トレーをスリーブに係合させた状態にできる構造にして、カートンが誤って開封するのを防ぐようにしたものが知られている（例えば、特許文献 1 , 2 参照）。

10

【 0 0 0 4 】

特許文献 1 に記載のものは、トレー状の中舟とスリーブ状の外函からなるスライドオープンパッケージであって、中舟には、その底部先端に外函の横幅より僅かに広い頭板を設けるとともに、その頭板先端に折込み片と折曲片と貼着片を順次設け、貼着片を中舟底板に貼着することで角筒状の頭部を形成し、その頭部の折込み片と折曲片との連設折目上に端を終始する切目を折込み片に設けることで折曲片と連設する突起を形成しており、外函には、中舟を挿嵌して頭部閉塞時に前記突起が当接する外函上面板に切込み部を設けてある。

20

【 0 0 0 5 】

そして、筒状に成形した外函に中舟を挿入し、頭部を外函の前端部に挿入して閉塞すると、折曲片と連続した突起が折込み片から切り抜かれ、折込み片より突出して自動的に外函上面板に穿設した切込み部に係合させるようになっており、開封するに当たっては、折込み片を押圧することにより、頭部を偏平化して突起と切込み部との係合を解除して中舟を引き出すようになっている。

【 0 0 0 6 】

30

特許文献 2 に記載のものは、ケースと当該ケースに収納されるトレーとからなる包装容器であって、特許文献 1 に記載のパッケージにおける外函の切込み部に代えて、ケースの開口に延長片を設けておき、これをケース内側に折り返して接着することでケースの内側に凸なる第一突起を設けた構成としたものであり、引き出されたトレーを再度ケース内に戻した際に、この第一突起をトレーの頭部（特許文献 2 では引出部）の突起（特許文献 2 では係合部）にしっかりと係合させるようにしたものである。また、この文献には、トレーにおける引出部と反対側に、ケースにかかる高さを有する第二突起を設けることも開示されている。

【 先行技術文献 】

【 特許文献 】

40

【 0 0 0 7 】

【 特許文献 1 】 特開平 7 - 2 4 2 2 3 0 号公報

【 特許文献 2 】 特開 2 0 0 6 - 3 4 7 6 1 1 号公報

【 発明の概要 】

【 発明が解決しようとする課題 】

【 0 0 0 8 】

上記した特許文献 1 , 2 に記載のスライド式カートンは、開封して内容物を取り出した後に、トレーをスリーブ内に押し込むことで元のように再封できるものではあるが、トレーに形成する頭部の組立てが面倒であり、その頭部に形成される係止用の突起は外函の内面に対して直角であるため、外函の切込み部や突起との係合力が弱く、トレーの抜け落ち

50

を確実に防止することができないという問題点があり、またトレーは頭部の分だけ容量が小さくなるという問題点もある。

【0009】

本発明は、このような問題点に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、トレーをスリーブに挿入して閉じた際にトレーの抜け落ちを確実に防止できるスライド式カートンを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0010】

上記の目的を達成するため、本発明は、スリーブとその前側の開口から摺動可能に挿入されるトレーとからなり、収納時に後方への移動を阻止する抜止め手段を有しており、さらに、トレーには、底板または左右の側板のいずれかに、後側の折線をヒンジとするフラップが切抜きにより形成されているとともに、フラップを形成した面から突き出るように脚部が形成されており、スリーブには、トレーのフラップに対応して内面後側に係止段差部が形成されており、トレーをスリーブに収納した状態では、トレーのフラップが曲げの反発力によりその先端がスリーブの係止段差部に係合することを特徴とする。

10

【0012】

そして、上記構成のスライド式カートンにおいて、スリーブのトレーにおけるフラップに対応するところに孔を形成することが好ましい。

【0013】

また、上記構成のスライド式カートンにおいて、トレーにフラップを覆うための延長片を設けることが好ましい。

20

【0014】

また、上記構成のスライド式カートンにおいて、スリーブの前方先端にトレーの底板を押圧するための折返し片を設けることが好ましい。

【発明の効果】

【0015】

本発明のスライド式カートンは、トレーをスリーブ内に収納した際に、後方への移動が阻止されるとともに、トレーの後側に形成したフラップがその曲げの反発力でスリーブの内面にある係止段差部に係合するので、トレーのフラップが突っ張る状態でスリーブの係止段差部に係合して前方への移動が確実にロックされることから、前方に引き抜く力が強く作用してもトレーが抜け落ちることがなく、持ち運ぶ際にかばんの中などで誤開封するようなことがない。また、脚部によりスリーブとトレーの間に空間が生じているので、スリーブの外側からトレーのフラップを押し上げる操作を行うことで確実にロック状態を解除することができる。

30

【0017】

そして、スリーブのトレーにおけるフラップに対応するところに孔を形成することにより、この孔を通してフラップを押し上げることできるので、簡単にフラップのロック状態を外して開封することができる。

【0018】

また、トレーにフラップを覆うための延長片を設けることにより、フラップがトレー内に突き出るのが防止され、内容物が落ちたり引っ掛かったりするような事態を防ぐことができる。

40

【0019】

また、スリーブの前方先端にトレーの底板を押圧するための折返し片を設けることにより、トレーがスリーブ内にあるときには、その折返し片の反発力でトレーに適度なブレーキが掛かった状態になり、また引き抜くときに最後まで引き抜いても、折返し片にトレーのフラップが引っ掛かるので抜け落ちるのを防止することができる。

【図面の簡単な説明】

【0020】

【図1】本発明に係るスライド式カートンの構成部材であるスリーブとトレーを分離状態

50

で示す斜視図である。

【図２】図１の上段に示すスリーブを組み立てるブランクの展開図である。

【図３】図１の下段に示すトレーを組み立てるブランクの展開図である。

【図４】スリーブとトレーを一体化したスライド式カートンの斜視図である。

【図５】図４のスライド式カートンを裏側から見た状態で示す斜視図である。

【図６】図４のスライド式カートンを開けた状態で示す説明図である。

【発明を実施するための形態】

【００２１】

以下、本発明の実施形態について図面を参照しながら詳細に説明する。

【００２２】

図１はスライド式カートンを構成するスリーブとトレーを分離状態で示す斜視図であり、図示のように、このスライド式カートンは、前後両端が開口した角筒状のスリーブ１０と、スリーブ１０内に摺動可能に挿入される舟形のトレー２０とからなる。

【００２３】

図２はスリーブ１０を組み立てるブランクの展開図である。このブランクは板紙を図示の形状に打ち抜いたもので、細長状の５つのパネル、すなわち底パネル１１、横パネル１２、上パネル１３、横パネル１４及び内側底パネル１５が折線を介して順次連設された形状をしている。図の右方がカートンの前側になっており、内側底パネル１５にはその後側に直角状の切欠部１６が設けられ、底パネル１１の後側には円形状の孔１７が形成されており、この底パネル１１の孔１７のサイズは、組立て時において内側底パネル１５の切欠部１６に収まる大きさになっている。また、底パネル１１の前端には折返し片１８が延設されており、横パネル１２、１４の前端には内容物を取り出しやすくするために半円状の切欠１２ａ、１４ａが形成されている。

【００２４】

図３はトレー２０を組み立てるブランクの展開図である。このブランクは板紙を図示の形状に打ち抜いたもので、図の右方がカートンの前側になっており、スリーブ１０より僅かに短い長さをした細長状の底板２１が中央に配置され、その両サイドにそれぞれ折線を介して側板２２が連設されている。

【００２５】

底板２１には後側の端縁からの切抜き、ここでは幅が２～３ｍｍ程度のコの字型の切抜きαにより後側の折線をヒンジとするフラップ２３が形成されており、このフラップ２３のサイズは、トレー２０をスリーブ１０に挿入した時にスリーブ１０の切欠部１６内に収まる大きさで、しかも先端が切欠部１６にピッタリと合うサイズに設定されている。また、各側板２２には前寄りのところに半円状の切欠２２ａが形成されている。さらに、底板２１と側板２２との境界には、折線の一部が底板２１側に突き出るようにして小さな円弧状の切込みβが設けられており、組立て時においてトレー２０の裏側に側板２２の一部が突き出るようにした脚部２２ｂが形成されるようになっている。

【００２６】

底板２１の前方には折線を介して端板２４と折返し片２５が順次連設されており、組立て時に外側となる端板２４は、スリーブ１０の幅より僅かに大きな幅に設定することで左右に出っ張り部分２４ａを形成している。また、底板２１の後方には折線を介して端板２６と折返し片２７が順次連設され、その折返し片２７の先端には折り曲げやすさを考慮したリード部を介して延長片２８が延設されている。この延長片２８は、組立て時においてトレー２０の底部後側に位置するもので、フラップ２３をその回りの切抜きαとともに覆うのに十分な大きさに設定されている。また、各側板２２の前後にはそれぞれ折込みフラップ２９が連設されている。

【００２７】

スライド式カートンを作成するには、図２と図３のブランクをそれぞれ組み立てて図１に示すスリーブ１０とトレー２０の形状にする。そして、トレー２０の中に粒状菓子などの内容物を投入し、この内容物を収納した状態のトレー２０をスリーブ１０の前側の開口

10

20

30

40

50

からその中に挿入する。

【 0 0 2 8 】

図 2 のブランクをスリーブ 1 0 に組み立てるには、底パネル 1 1 の内面に内側底パネル 1 5 を貼り合わせてサック貼り状態にしておき、トレー 2 0 と組み合わせる時に角筒状に起こす。すなわち、スリーブ 1 0 は、底パネル 1 1 に内側底パネル 1 5 を貼り合わせて起こすことで角筒状になるとともに、二重壁となった底部分では、底パネル 1 1 の内面後側に、内側底パネル 1 5 の切欠部 1 6 により前後方向と直交する方向に係止段差部 1 6 a が形成される。

【 0 0 2 9 】

一方、図 3 のブランクからトレー 2 0 を組み立てる手順は次のようである。まず、側板 2 2 を底板 2 1 に対して折り曲げることで起立させる。このように側板 2 2 を起立させると、トレーの前後左右に脚部 2 2 b が突き出るようにして形成される。そして、前方では、左右の折込みフラップ 2 9 を内側に折り曲げてから、端板 2 4 と折返し片 2 5 を順次内側に折り曲げることで、両方のフラップ 2 9 を端板 2 4 と折返し片 2 5 の二重壁の間に挟持して糊付けする。また、後方では、左右の折込みフラップ 2 9 を内側に折り曲げてから、端板 2 6 と折返し片 2 7 を順次内側に折り曲げることで、両方のフラップ 2 9 を端板 2 6 と折返し片 2 7 の二重壁の間に挟持して糊付けするとともに、折返し片 2 7 の先端にある延長片 2 8 を外側に折り曲げておく。これにより、折返し片 2 7 は、フラップ 2 3 とその回りの切抜きを覆う状態でトレー 2 0 の底部後側に位置することになり、フラップ 2 3 がトレー内に突き出ることはない。

【 0 0 3 0 】

舟形に組み立てたトレー 2 0 の中に内容物を投入した後、スリーブ 1 0 の折返し片 1 8 を内側に折り返した状態としてから、この折返し片 1 8 を乗り越えるようにして、スリーブ 1 0 の前方からトレー 2 0 の後側を差し込み、そのままトレー 2 0 を押し込むようにしてスリーブ 1 0 の中に挿入する。このようにトレー 2 0 をスリーブ 1 0 の中に挿入すると、トレー 2 0 の裏側に突き出た 4 つの脚部 2 2 b により、スリーブ 1 0 とトレー 2 0 の間に空間が生じるので、トレー 2 0 の底にあるフラップ 2 3 の可動範囲が大きくなる。

【 0 0 3 1 】

そして、図 4 及び図 5 に示すように、トレー 2 0 をスリーブ 1 0 の中にすべて収納すると、トレー 2 0 の前側にある左右の出っ張り部分 2 4 a がスリーブ 2 0 の先端縁に当接して後方への移動が阻止されるとともに、トレー 2 0 のフラップ 2 3 は曲げの反発力によりその先端がスリーブ 1 0 の切欠部 1 6 に入り込むようにして係止段差部 1 6 a に係合し、トレー 2 0 はスリーブ 1 0 に対して前方にも動かないロック状態となる。このとき、フラップ 2 3 の回りには切抜き α による隙間があるので、フラップ 2 3 が引っ掛かって動かなくなるといことがない。また、トレー 2 0 がスリーブ 1 0 内にあるときは、反発力のある折返し片 1 8 に突き上げられており、これによって全体に適度なブレーキが掛かった状態になる。

【 0 0 3 2 】

例示したスライド式カートンでは、トレー 2 0 の裏側に脚部 2 2 b を突設したが、このような脚部を設けなくても、フラップ 2 3 は少なくとも紙厚の分だけは傾いて係止段差部 1 6 a に係合する。しかしながら、脚部 2 2 b を突設した構成にする方が、スリーブ 1 0 とトレー 2 0 の間に空間が生じることでフラップ 2 3 の逃げ場が確保され、フラップの動く範囲が大きくなってその先端がスリーブ 1 0 の係止段差部 1 6 a に確実に引っ掛かるようになる。そして、スリーブ 1 0 の外側から係止状態のフラップ 2 3 を押し上げる操作を行うとロック状態が解除されるが、スリーブ 1 0 とトレー 2 9 の間に空間があることによりスリーブ 2 3 の先端が係止段差部 1 6 a から離れるので、確実にロック状態を解除することができる。

【 0 0 3 3 】

収納状態のスライド式カートンから内容物を取り出すに際しては、一方の手で、スリーブ 1 0 の底パネル 1 1 にある孔 1 7 のところからフラップ 2 3 を押し上げ、フラップ 2 3

の先端をスリーブ 10 の係止段差部 16 a から外してロック状態を解除する。底パネル 11 に孔 17 を設けていない場合は、押圧する箇所にマークを印刷するなどして、底パネル 13 の外からフラップ 23 を押し上げるようにすればよい。

【0034】

このようにロック状態を解除した後、もう一方の手で、スリーブ 10 の横パネル 12, 14 に設けた切欠 12 a, 14 a のところでトレイ 20 の出っ張り部分 24 a を把持し、図 6 に示すように、スリーブ 10 からトレイ 20 を引き出す。このとき、引き出す操作が行き過ぎたとしても、トレイ 20 のフラップ 23 がスリーブ 10 の折返し片 18 に引っ掛かるので誤って抜け落ちることがない。

【0035】

スリーブ 10 からトレイ 20 を一部引き出した状態とし、内容物を必要量だけ取り出した後、トレイ 20 をスリーブ 10 に押し込んで再封すると、トレイ 20 の前側にある左右の出っ張り部分 24 a がスリーブ 20 の先端縁に当接するとともに、トレイ 20 の後側にあるフラップ 23 がスリーブ 10 の係止段差部 16 a に係合してロック状態となる。

【0036】

以上、本発明を実施するための形態について、一つの実施形態を挙げて詳細に説明してきたが、本発明によるスライド式カートンは、上記の実施形態に何ら限定されるものではなく、本発明の趣旨を逸脱しない範囲において種々の変更が可能である。

【0037】

例えば、上記の例では、前後両端が開口した角筒状のスリーブ 10 に対してトレイ 20 が後方へ抜けてしまうのを阻止するため、前側の左右に出っ張り部分 24 a を有するトレイ 20 を使用したが、収納時に後方への移動を阻止する抜止め手段として、トレイ 20 にこのような出っ張り部分 24 a を設けるのに代え、前側が開口し後側が閉じた角筒状のスリーブを使用するようにしてもよい。また、トレイ 20 の前側に出っ張り部分を設ける場合、トレイ 20 の前側の上部や下部に突き出るように設けてもよく、その形状や向きなどは任意である。

【0038】

また、上記の例では、トレイ 20 の底板 21 にフラップ 23 を形成しているが、左右の側板 22 のいずれかにフラップを形成するようにしてもよい。この場合、折込みフラップ 29 との境界にある折線をヒンジとするフラップが形成されることになり、そのフラップを露出させる孔は側板 22 に形成することになる。そして、段差係止部は、スリーブ 10 の横パネル 12, 14 を二重壁として、内側のパネルに切欠部を設けるようにすればよい。また、トレイ 20 の側面に脚部を突設するには、底板 21 と側板 22 との境界に、折線の一部が側板 22 側に突き出るようにして小さな円弧状の切込みを設けておけばよく、そうすることで、組立て時においてトレイ 20 の側面に底板 21 の一部が突き出るようにした脚部が形成される。

【符号の説明】

【0039】

- 10 スリーブ
- 11 底パネル
- 12 横パネル
- 12 a 切欠
- 13 上パネル
- 14 横パネル
- 14 a 切欠
- 15 内側底パネル
- 16 切欠部
- 16 a 段差係止部
- 17 孔
- 18 折返し片

10

20

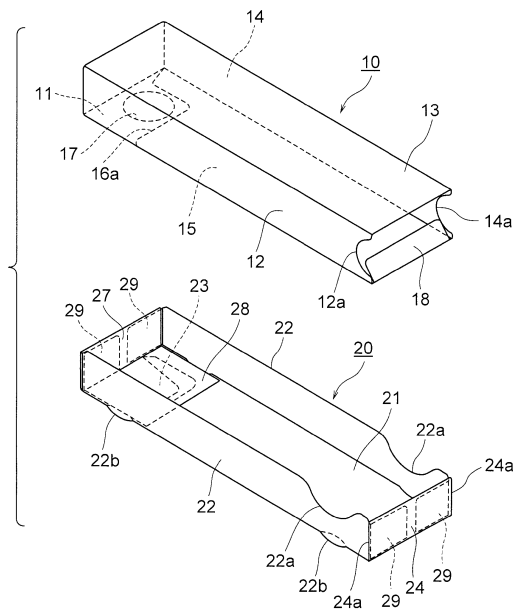
30

40

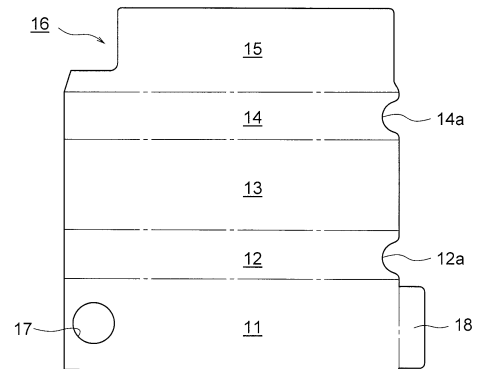
50

- 2 0 トレー
- 2 1 底板
- 2 2 側板
- 2 2 a 切欠
- 2 2 b 脚部
- 2 3 フラップ
- 2 4 端板
- 2 4 a 出っ張り部分
- 2 5 折返し片
- 2 6 端板
- 2 7 折返し片
- 2 8 延長片
- 2 9 折込みフラップ
- α 切抜き
- β 切込み

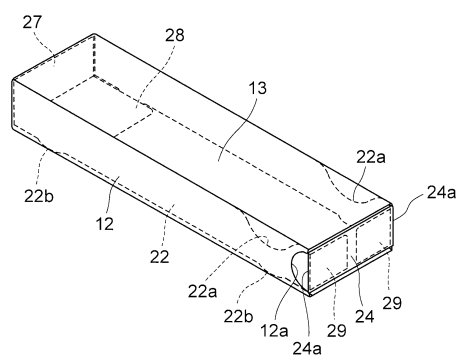
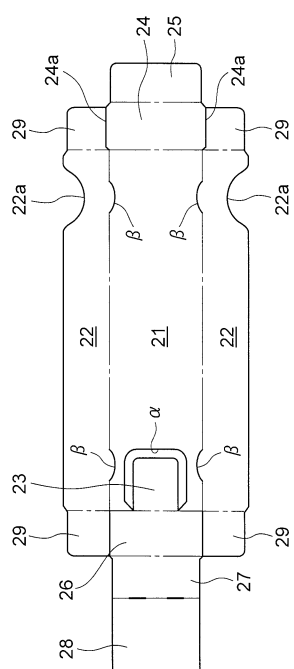
【図 1】



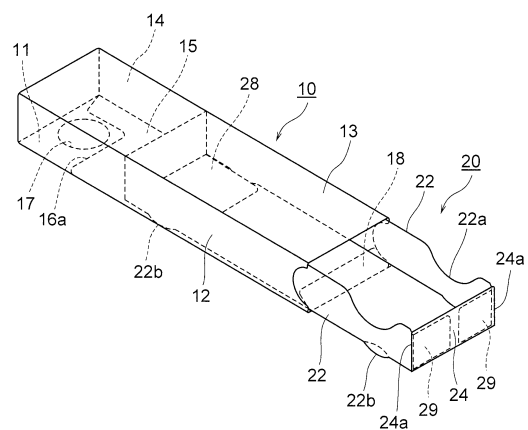
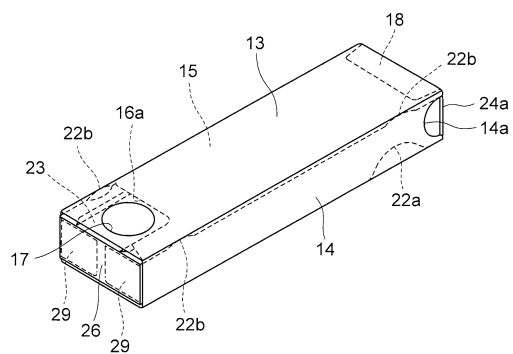
【図 2】



【 図 4 】



【 図 6 】



フロントページの続き

(56)参考文献 実開昭56-175481(JP,U)
実開昭53-088421(JP,U)
特開2012-166797(JP,A)
特開2008-230629(JP,A)
特開2009-083920(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
B65D5/00-5/76